

あいち電子自治体推進協議会会則の一部改正について

1 内容

愛知県の組織改正に伴い、あいち電子自治体推進協議会会則第2条について所要の改正を行う。

2 施行期日

平成31年4月1日

3 新旧対照表

改正案	現行
<p>(事務所) 第2条 本協議会は、事務所を愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(愛知県総務局総務部情報政策課内)に置く。</p>	<p>(事務所) 第2条 本協議会は、事務所を愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(愛知県振興部情報企画課内)に置く。</p>

4 改正手続き

会則第22条に基づき、平成30年度第2回総会にて改正案を諮り、会員等の3分の2以上の同意を得たうえで改正する。

<あいち電子自治体推進協議会会則(抜粋)>

参考

(会則の改正)

第22条 この会則は、総会において会員等の3分の2以上の同意を得なければ改正できない。